

福島県環境教育等行動計画の策定の概要

平成 25 年 9 月 11 日
生活環境総務課

1 背景

平成 17 年 3 月に策定した「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針（以下「方針」という。）」について、平成 25 年 3 月に「福島県環境基本計画」を見直したこと及び平成 23 年 6 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）（以下「環境教育等促進法」という。）」が公布され、都道府県による行動計画策定の努力義務が課されたことなどを踏まえ、方針を見直し、「福島県環境教育等行動計画」として策定する。

2 見直しの方向性

現在の方針を基本とし、環境教育等促進法及び福島県環境基本計画の改正趣旨等を盛り込むための所用の見直しを行い、「福島県環境教育等行動計画」として策定する。

- 家庭、学校、地域、職場等、あらゆる主体間での協働取組の推進を追加
- 放射能に関する記載を追加
- 施策の進捗状況に係る点検体制を整備

3 今後のスケジュール

- 9 月 11 日 環境審議会第 1 部会（行動計画素案の協議）
- 11 月上旬 パブリックコメント
- 1 月下旬 環境審議会第 1 部会（行動計画答申案）
- 2 月中旬 行動計画策定

4 その他

環境教育等促進法第 20 条に規定する「体験の機会の場の認定」にあたっては、「福島県体験の機会の場の認定に係る事務処理要綱」により、環境審議会の意見を聴いた上で、その可否について判断する。

※ 体験の機会の場の認定：土地または建物を自然環境体験活動の場として提供する場合、知事の認定を受けることができることとされている。

(参考)

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(抜粋)

第8条(都道府県及び市町村の行動計画)

都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

第20条(体験の機会の場の認定)

自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(国民、民間団体等に限る。)は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場(以下「体験の機会の場」という。)として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

「福島県環境基本計画(第4次)」(抜粋)

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

- (1) 環境教育・学習機会の充実と、参加と連携・協働による環境保全・回復活動の取組の推進が必要

環境教育・学習機会の充実に加え、放射線に関する正しい理解を促進するとともに、各主体の参加と連携・協働による取組を推進し、環境保全・回復活動をより一層促進することが大切です。

「福島県体験の機会の場の認定に係る事務処理要綱」(抜粋)

第2条第2項

知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ環境審議会からの意見を聴取するものとする。